

鳥取労働局発表
令和4年8月10日(水)

担当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 片山 竜次
	室長補佐 長谷川 徹
	電話 0857-29-1705

令和4年度鳥取県最低賃金の改正答申について ～33円引上げ(引上げ率4.02%)～

鳥取地方最低賃金審議会(会長:佐藤 匡)は、鳥取労働局長(山本 浩司)に対し、鳥取県最低賃金を33円引き上げて、時間額854円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月4日、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対し諮問を行った鳥取県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、8月10日、現行の821円を33円引き上げ(引上げ率4.02%)て、854円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
効力発生の日は、令和4年10月6日の予定です。
- 2 この「33円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安より3円高い金額です。
- 3 鳥取労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の鳥取県最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

【参考1】鳥取県最低賃金額の推移(過去5年間)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
時間額	762円	790円	792円	821円	854円
引上げ額	24円	28円	2円	29円	33円
引上げ率	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%

【参考2】最低賃金制度

1 最低賃金について

(1) 適用

鳥取県最低賃金は、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

【参考3】最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

1 業務改善助成金のご案内（別添リーフレット1）

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性の向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

相談窓口：働き方改革サポートオフィス鳥取（月～金、9：00-17：00）

鳥取労働局 雇用環境・均等室

TEL0857-29-1701

申請先：鳥取労働局 雇用環境・均等室

2 「働き方改革サポートオフィス鳥取」（別添リーフレット2）

中小企業・小規模事業者の皆様のために、労働関係助成金の活用などのご相談に対応、支援することを目的に「働き方改革サポートオフィス鳥取」（事業受託者：鳥取県社会保険労務士会）を設置しています。

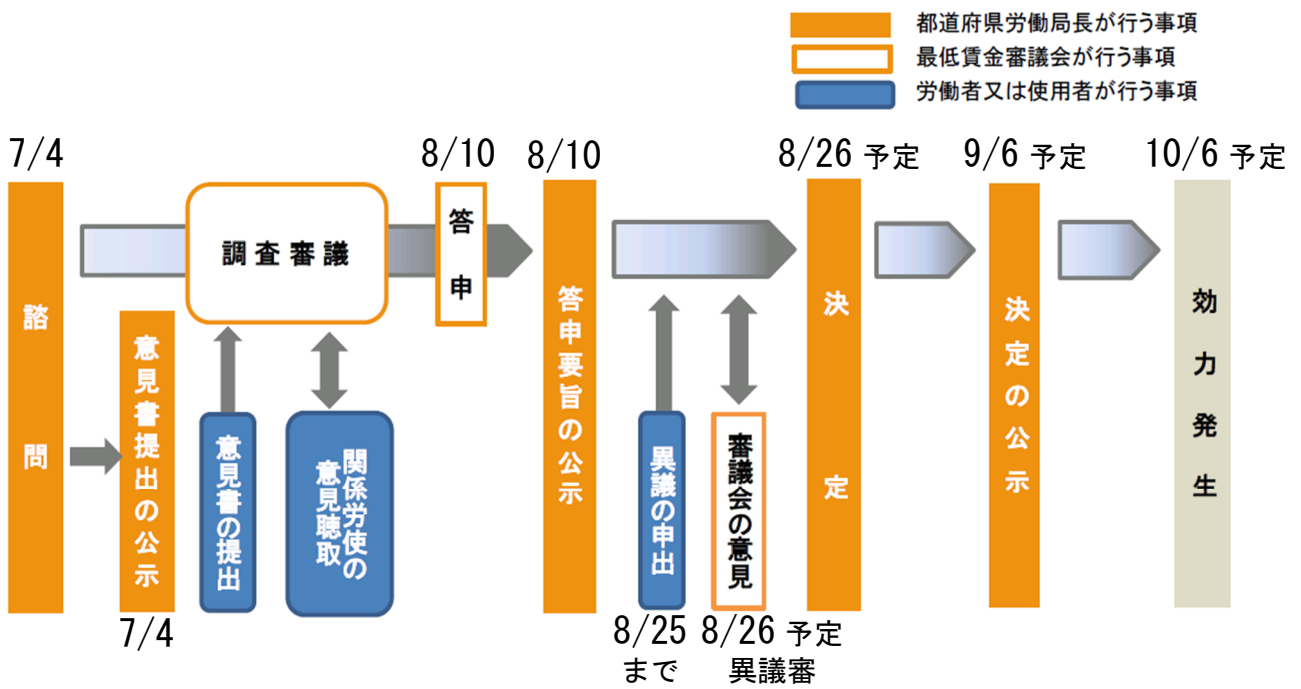
相談窓口：TEL0800-200-3295（月～金、9：00-17：00）

E-mail：hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp

ホームページ：https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/tottori.html

【参考4】最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み(令和4年度鳥取県における今後の予定)



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

「働き方改革」の課題は 専門家のサポートで解決!

労務の専門家のサポートで、あなたの会社も「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応して生産性向上や就業機会の拡大、社員の意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりに取り組みませんか?



働き方改革の課題解決例 01

時間外労働削減に成功し
メリハリのある働き方に!



働き方改革の課題解決例 02

年次有給休暇の取得で
ワークライフバランス向上!



働き方改革の課題解決例 03

同一労働同一賃金などの
待遇改善で働きがいのある職場へ!



働き方改革の課題解決例 04

テレワークの推進を進め
仕事の効率化と生産性向上!



働き方改革の課題解決例 05

助成金を活用して
働き方改革をスピードアップ!

【社会保険労務士】が専門家として
働き方改革をサポートします!

相談
支援 **無料**

まずは**ご相談**ください。電話/FAX/WEBなどでご相談いただけます

働き方改革サポートオフィス鳥取 お気軽にフリーダイヤルへお電話ください
☎0800-200-3295

ご相談
方法は?

裏面を
ご覧ください

「働き方改革や労務管理」の事ならお気軽にご相談ください。

「働き方改革」の必要性について

将来的に予想される人手不足や働く上でのニーズの多様化に対応して、就業機会を拡大し、意欲・能力を十分に発揮できる職場環境づくりが必要です。魅力ある職場とすることで、人手不足の解消にもつながります。

働き方改革や労務管理の改善に取り組むに当たって、どんな相談が多いかチェックしてみましょう！



ご相談事例

- ① 当社における適切な労働時間制度の導入について教えてほしい
- ② 年次有給休暇を年5日取得するにあたってアドバイスが欲しい
- ③ パートタイマーや契約社員と正社員の待遇差を見直したい
- ④ 生産性を上げて残業を減らしたい
- ⑤ テレワークの導入方法を知りたい
- ⑥ 助成金の活用について知りたい
- ⑦ 就業規則を見直したい
- ⑧ 労働条件通知書や36協定の記載方法について知りたい など



ご相談はこちらから

まずはお気軽にフリーダイヤルへお電話ください！

0800-200-3295

FAX 0857-30-7227 MAIL hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp

WEBフォームからのカンタンお申込はこちら！

働き方改革サポートオフィス鳥取

公式サイト <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/tottori.html>

▶スマホから簡単にアクセスいただけます



専門家による個別訪問相談 申込書

働き方改革サポートオフィス鳥取行

FAX申込先：0857-30-7227

WEBフォームからも簡単にお申込いただけます

事業所名				業種	
担当部署					
住所					
TEL(FAX)	()				
メールアドレス				従業員数	
希望日時	月	日 ()	午前・午後	時	
相談内容	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 同一労働 同一賃金について <input type="checkbox"/> 助成金について <input type="checkbox"/> 生産性の向上について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 就業規則について <input type="checkbox"/> 36協定・労働条件通知書について <input type="checkbox"/> その他				

CHECK!
ご相談は無料

相談内容については秘密厳守で対応いたします。

働き方改革サポートオフィス鳥取

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4F 鳥取駅南口を出て徒歩5分
営業時間：平日9:00～17:00(土日・祝日を除く) / Mail: hatasapo-tottori@crest.ocn.ne.jp

